令和５年度　公立大学法人長野大学における公的研究費不正防止計画

令和５年３月 22 日　不正防止計画推進会議決定

№.	区分	不正を発生させる要因	不正防止計画
1	意識向上	研究者倫理意識が低いことで、研究不正が発生する。	研究者倫理に関する意識の向上を推進する。啓発活動（意識の向上と浸透）を継続的に実施(メールの送付等)する。
2		研究倫理教育が不定期に実施される、研究倫理教育の機会が提供されないことで、研究者倫理意識が醸成されない。	研究倫理教育を定期的に実施する。
3		予算執行が特定の時期へ偏る。（予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性がある）	研究者へ計画的な予算執行を定期的に呼びかける。
4	ルール	研究の質を保証する体制がないことで、研究の公正性を証明できない。	研究の質を保証する取組を推進する。
5	体制	機関として不正防止の取組がされず、研究者のモラルに任されている。	不正防止計画を策定・実施する。
6			不正防止に係る情報共有を推進する。

※上記不正防止計画については、地域連携・研究推進委員会において実施し、不正防止計画推進会議に実施報告を行う。不正防止計画推進会議は、実施報告を受け、不正防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。また、統括管理責任者（事務局長）は、実施報告により実施状況を確認し、最高管理責任者（学長）に報告する。